

函館市監査公表第7号

函館市選挙管理委員会委員長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年7月26日

函館市監査委員	小	野	浩
函館市監査委員	本	間	裕 邦
函館市監査委員	浜	野	幸 子
函館市監査委員	斉	藤	佐知子

## 函 選 管

令和 5 年（2023 年）6 月 2 9 日

## 措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 田 崎 竹 嗣

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、  
次のとおり通知します。

部 局 名	選挙管理委員会事務局		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	令和 4 年 9 月 2 日～令和 5 年 1 月 25 日	提出日	令和 5 年 2 月 9 日
監 査 項 目 等	予算の執行		
区 分	勧告事項, 指摘事項, 意見		
(1) 指摘事項			
ア 予算の執行			
<p>選挙費で予算執行している選挙器材運搬作業において、函館市契約条例施行規則（昭和 3 9 年規則第 4 号）第 3 0 条の 2 に規定する額を超えない少額の場合は、随意契約によることができるとされているところ、合理的な理由がなく分割発注し、同条に規定する額を超えない額による随意契約としていた。</p> <p>また、随意契約により契約を締結しようとするときは、同規則第 3 0 条の 4 第 1 項および第 3 0 条の 5 第 1 項の規定により、あらかじめ予定価格を定め、2 者以上から見積書を徴するとされているところ、積算書を作成していないことから予定価格を定めておらず、見積書も徴しないまま特命随意契約としており、適正な業者選定手続が執られていなかった。</p> <p>随意契約は、一般競争入札の原則に対し、例外的に認められる契約であり、契約の適正性、公平性の面から厳格に行うべきであることから、選挙の種類や期日により、限られた期間内で選挙事務を執行することも踏まえ、入札または随意契約のいずれの契約手法を選択することが適切か整理し、規則等にのっとり適正な契約事務の執行を図りたい。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>選挙器材運搬作業においては、他都市の仕様および契約状況等を参考に関連業務をまとめ、今後は競争入札による事務処理を行うこととしております。</p> <p>また、随意契約により契約を締結する際は、その業務が一般競争入札の原則に対して、随意契約ができる業務かなどを十分検証し、その積算においても、積算根拠を明確にし、予定価格を作成の上、2 者以上からの見積書の徴取など、契約金額の適正性を十分に調査・検討を行い、適正な業者選定を行うこととしてまいります。</p> <p>選挙の種類や期日により、限られた期間内で選挙事務を執行することとなるため、いずれの契約手法を選択するか規則等にのっとり、適正な契約事務の執行ならびにそれに伴う適切な予算措置に努めてまいります。</p>			